

綾瀬市奨学金条例施行規則

昭和55年3月27日

教委規則第1号

改正 昭和59年3月28日教委規則第4号

昭和60年3月29日教委規則第4号

平成元年1月8日教委規則第1号

平成元年3月30日教委規則第4号

平成2年3月29日教委規則第3号

平成12年3月27日教委規則第3号

平成14年2月25日教委規則第3号

平成16年4月1日教委規則第4号

平成23年1月27日教委規則第1号

平成24年6月21日教委規則第3号

平成26年4月2日教委規則第4号

平成28年3月23日教委規則第4号

令和3年12月27日教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、綾瀬市奨学金条例(昭和55年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平2教委規則3・一部改正)

(定義)

第1条の2 条例第2条第4号に規定する「学費の支弁が困難な家庭にある者」とは、奨学金の給付を受けようとする者が属する世帯の全ての世帯員に係る前年分の総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)の合計額が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に基づき算定した年間の最低生活費を1.2倍した額以内である者とする。

(平23教委規則1・追加、平26教委規則4・令3教委規則9・一部改正)

(給付申請手続)

第2条 奨学金の申請は、奨学金給付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて教育委員会が別に定める日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、第2

号について公簿等で確認できる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 在学校長の推薦書（第2号様式）
- (2) 住民票の写し（世帯全員のもの）
- (3) 世帯全員の所得を証明する書類
- (4) 借家、借間及び借地（以下「借家等」という。）の場合は、家賃、間代及び地代の金額が確認できる書類

（平2教委規則3・全改、平14教委規則3・平23教委規則1・平24教委規則3・平28教委規則4・一部改正）

（奨学金の給付期間及び決定）

第3条 条例第3条第3項に規定する給付期間は、4月から3月までの1年間とする。ただし、年度の途中で給付開始となる場合は、10月から3月までの半年間とする。

2 奨学金給付の認定又は非認定を決定したときは、保護者に対し奨学金給付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（平23教委規則1・全改）

（奨学金の支給方法）

第4条 奨学金は、毎月支給するものとし、当該月の10日までに綾瀬市財務規則（昭和59年綾瀬市規則第14号）第76条の規定による口座振替の方法により支給する。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

（平12教委規則3・平23教委規則1・一部改正）

（異動等の届出義務）

第5条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生異動等届（第4号様式）にこれを証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、第3号について公簿等で確認できる場合は、証明する書類の提出を省略することができる。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 住所の異動又は氏名に変更があつたとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

（平12教委規則3・平14教委規則3・平23教委規則1・一部改正）

（奨学金給付の休止通知）

第6条 条例第5条の規定により奨学金の給付を休止するときは、保護者に対し奨学金給付休止通知書（第5号様式）により通知する。

（平23教委規則1・追加）

（奨学金給付の休止解除通知）

第7条 条例第5条の規定により奨学金の給付が休止となつた奨学生が、復学したことにより奨学金の給付の休止を解除するときは、保護者に対し奨学金給付休止解除通知書（第6号様式）により通知する。

（平23教委規則1・追加）

（奨学金給付の廃止通知）

第8条 条例第6条の規定により奨学金の給付を廃止するときは、保護者に対し奨学金給付廃止通知書（第7号様式）により通知する。

（平23教委規則1・旧第6条繰下・全改）

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月28日教委規則第4号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月29日教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、現に改正前の様式が残存するときは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成元年1月8日教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成元年3月30日教委規則第4号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 2 9 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 7 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 1 4 年 2 月 2 5 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 1 6 年 4 月 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 1 月 2 7 日教委規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の綾瀬市奨学金条例施行規則に基づく奨学金の給付申請その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 2 4 年 6 月 2 1 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成26年4月2日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月23日教委規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月27日教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の2の改正規定及び同条後段を削る改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第3号様式(第3条関係)

奨 学 金 給 付 決 定 通 知 書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会 印

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 非認定 (理由)
生徒氏名	
学校名	
給付金額	<input type="checkbox"/> 月額 5,000円 <input type="checkbox"/> 月額 10,000円
給付期間	年 月 日から 年 月 日まで

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式(第5条関係)

奨学生異動等届

年 月 日

(宛先)綾瀬市教育委員会

住 所

保護者氏名

次のとおり届けます。

届出区分のうち、住所の異動及び氏名の変更については、住民基本台帳を確認することに同意します。

奨学生氏名	
届出区分	<input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 復学 <input type="checkbox"/> 転学 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 停学その他の処分を受けた <input type="checkbox"/> 住所の異動 (<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外) <input type="checkbox"/> 氏名の変更 <input type="checkbox"/> 奨学金を必要としない理由が生じた
異動等発生 年 月 日	年 月 日
備 考	

第5号様式(第6条関係)

奨学金給付休止通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会 印

次のとおり奨学金給付の休止を決定しましたので通知します。

氏 名	
休学した日	年 月 日
休止年月	年 月分から

休学した日の属する月の翌月分から、復学した日の属する月分まで、奨学金の給付は休止となります。なお、復学したときは、復学した日の属する月の翌月分から給付が再開されますので、奨学生異動等届に復学したことを証明する書類を添えて、速やかに教育委員会に届け出てください。

第6号様式(第7条関係)

奨学金給付休止解除通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会 印

年 月 日付で奨学金給付の休止を決定しましたが、復学に伴い次のとおり奨学金給付の休止を解除しましたので通知します。

氏 名	
復学した日	年 月 日
給付再開年月	年 月分から

第7号様式(第8条関係)

奨学金給付廃止通知書

年 月 日

様

綾瀬市教育委員会 印

次のとおり奨学金給付の廃止を決定しましたので通知します。

氏 名	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 1 号様式 (第 2 条関係)

(平 2 3 教委規則 1 ・全改、平 2 4 教委規則 3 ・平 2 8 教委規則 4 ・一部改正)

第 2 号様式 (第 2 条関係)

(平 2 教委規則 3 ・全改、平 1 6 教委規則 4 ・令 3 教委規則 9 ・一部改正)

第 3 号様式 (第 3 条関係)

(平 2 3 教委規則 1 ・全改、平 2 8 教委規則 4 ・令 3 教委規則 9 ・一部改正)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

(平 2 3 教委規則 1 ・旧第 5 号様式繰上 ・全改、平 2 4 教委規則 3 ・令 3 教委規則 9 ・一部改正)

第 5 号様式 (第 6 条関係)

(平 2 3 教委規則 1 ・追加)

第 6 号様式 (第 7 条関係)

(平 2 3 教委規則 1 ・追加)

第 7 号様式 (第 8 条関係)

(平 2 3 教委規則 1 ・旧第 6 号様式繰下 ・全改、平 2 8 教委規則 4 ・令 3 教委規則 9 ・一部改正)